

日本赤十字社会計規則施行細則第39条の2に基づく公表対象の随意契約一覧

物品等又は役務の名称及び数量	単位	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額(税込)	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
第1病棟9階廊下床張替工事	1	式 事務部 管財二課 名古屋市昭和区妙見町2-9	2月24日	杉屋工芸株式会社 名古屋市北区福德町7丁目71番地	¥2,970,000	契約業者は、過去に病棟フロアの張替工事を施行した実績があり、当該業務に必要な能力及び経験を有している。当院が求める迅速かつ安全な業務の遂行ができるのは契約業者のみであることから、日本赤十字社会計規則第36条第3項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するものと判断し、随意契約とする。	管財二課取り扱い